

2007年3月8日
2007年5月31日
2007年8月17日
2009年5月30日

専門科目における講習・試験の免除について

財団法人 日本テニス協会

普及指導本部 公認指導者養成委員会

1. 財団法人日本テニス協会普及員を取得している者は、公認テニス指導員の専門科目40時間の講習と検定のすべてを免除する。
2. 指導実績に関する免除規定
 - (1) デ杯、フェド杯、オリンピックいずれかの監督就任を経験した者は、公認テニスコーチの専門科目70時間の講習と検定のすべてを免除する。
3. 専門科目免除適応コースに関する免除について
 - (1) 旧公認テニスC級教師の免除適応コース修了証明書を取得している者については公認テニス指導員と公認テニス教師の専門科目の講習を免除する。
4. 財団法人日本テニス協会普及員における検定の免除について
 - (1) 旧レイティングの4.0を保有している者は、普及員の検定における「デモンストレーション能力」テストを免除する。
5. 競技実績による免除規定
 - (1) 全日本選手権大会(一般の部)本戦シングルスもしくは本戦ダブルスに出場経験のある者は、公認テニス指導員の専門科目のうち、実技・指導実習講習26時間を免除する。その際、講習料に関する免除は行わない。
6. 財団法人日本テニス協会S級エリートコーチ資格を保有している者は、公認テニスコーチの専門科目70時間と上級コーチの専門科目60時間の講習と検定の全てを免除する。
7. 財団法人日本テニス協会「上級指導員飛び級制度」の適用を申請後認められた者は、公認テニス指導員の専門科目の講習と検定のすべてを免除する。